



忘れず 早めに 郵送で申告できます！

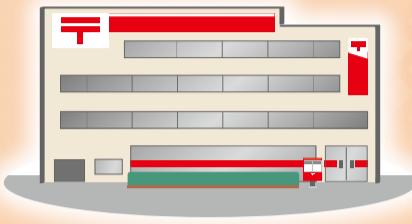
# 税の申告を

申告期間  
2月16日(月)～  
3月16日(月)

税の申告期間が始まります。窓口の混雑を避けるため、できるだけ郵送での申告をお願いします。

なお、郵送で申告する際には、必要事項の記入漏れや控除証明書等の添付漏れがないように注意してください。

問合せ 税務課課税係 ☎内線2316



## 住民税の申告

### 申告が必要な方

1月1日現在、区内に住所がある方で令和7年中に収入のある方は、住民税(特別区民税・都民税)の申告が必要です。令和7年中に収入がなかった方も、税証明書の発行、国民健康保険・介護保険の保険料額算定、児童手当の支給決定等に必要となるため、生活状況等を申告してください。

### 申告方法・会場

来所・郵送・電子申告(下記事参照)で、〒116-8501(住所不要)荒川区役所2階税務課課税係

### 申告期間・時間

**2月16日(月)～3月16日(月)**  
午前8時30分～午後5時15分

※(土)・(日)・祝等を除く。ただし3月1日・8日の(日)は午前9時～正午に受け付けを行います  
※(火)は午後7時まで(申告期間中のみ)  
※混雑状況によっては、入場制限を行う場合があります  
※所得税の確定申告の相談・受け付けは行っていません

### 申告の必要がない方

- ▶税務署に確定申告をする方
  - ▶給与収入のみの方で、勤務先から区に給与支払報告書が提出されている方
  - ▶公的年金収入のみの方
- ※医療費控除等を受ける場合は、確定申告(源泉徴収所得税がある方)または住民税の申告が必要です

### 申告に必要なもの

#### 申告書

2月上旬に、申告が必要と思われる方等へ送付するほか、税務課、各区民事務所、荒川税務署でも配布します

#### 個人番号確認書類

マイナンバーカード、通知カード等

#### 本人確認書類

マイナンバーカード・運転免許証・在留カード等の顔写真付きの書類(持っていない場合は健康保険の資格確認書や年金手帳等を2点)

#### 収入の証明書等

令和7年中の給与所得に関する源泉徴収票、支払者の証明書等

#### 各種控除の証明書等

令和7年中に支払った国民年金保険料・生命保険料・地震保険料等の控除証明書、医療費控除の明細書、学生証等

郵送の場合、  
個人番号確認書類・本人確認書類は  
写しを送付してください

## 申告する際の注意点

### 医療費控除の申告方法

医療費控除の適用を受ける方は、「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付してください。  
※医療費控除の明細書は、税務課、各区民事務所、荒川区ホームページで配布します  
※医療費等の領収書は、提出せずに保管してください  
※医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を受ける方は、お問い合わせください

### 確定申告をする方へ

申告内容に不備があると、住民税の課税内容に正しく反映できない場合があります。  
住民税の算定には、確定申告書第二表の「住民税に関する事項」への記載内容も反映されます。  
詳細は、国税庁発行の「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」をご覧ください。

### 住民税の電子申告が 始まりました

令和8年度申告分(令和7年分の収入に対する申告分)から、スマートフォン・パソコンでマイナンバーカードを利用して、個人住民税の電子申告ができるようになりました。

荒川区ホームページ等から申告手続きができます。詳細は、右の二次元コードをご覧ください。

